

公益社団法人日本通信教育振興協会理事及び監事に対する報酬等の支給の基準

この基準は、公益社団法人日本通信教育振興協会定款第 26 条の規定に基づき、役員の報酬に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

1. この協会の常勤の理事及び監事は、当分の間、置かないものとし、非常勤の理事及び監事は、無報酬とする。

2. この基準の改正は、総会の議決により行うものとする。

附記 この基準は、公益法人の設立の登記の日から実施する。